

## 有識者に対するヒアリング（一般教養科目）

（◎委員長，○委員，□有識者）

◎ 本日のヒアリングは，最初に御説明をいただき，その後，質疑応答を行うこととしたい。

□ 資料の「検討結果報告」に基づいて説明したい。

私ども検討メンバーは，予備試験における一般教養科目の在り方について意見交換を行い，議論を進めてきた。

最初に，予備試験における一般教養科目の出題方針をどう考えていくかだが，大きく3点ある。1点目は，一般教養科目においては，学校教育法に定める大学卒業程度の一般教養を基本とし，法科大学院において得られる法曹として必要な教養を有するかどうかを試すものとしてはどうか，2点目は，一般教養の出題に当たっては，幅広い分野から出題し，法科大学院の教育を踏まえ，知識の有無を問う出題に偏することなく，思考力・分析力・表現力等をも判定できるように出題を工夫するものとしてはどうか，3点目は，一般教養科目の出題に当たっては，法律科目の知識のみで容易に解答できる問題は出題しないように工夫するものとしてはどうか，ということである。

3点目については，例えば，憲法の統治機構や三権分立の関係等を，一般教養科目の社会科学の問題として出題すると，法律科目の知識があれば簡単に答えられてしまう。そうなると一般教養科目の存在意義がなくなるので，そうならないような工夫をしてはどうかという趣旨である。

1点目，2点目についても，補足して説明したい。

まず，1点目については，予備試験で評価・判定すべき能力は，司法試験法第5条第1項で，法科大学院の課程を修了した者と同等の学識等と定められていること，法科大学院に入学するためには，大学卒業又はそれと同等の学力を有することが要件となっていること，大学では一般教養科目は存在するが，法科大学院では典型的な一般教養科目，それに特化したものは教えていないこと，これらを考慮すると，大学卒業程度の一般教養というものを基本とすべきではないかということになった。

2点目の「幅広い分野から」，「知識の有無を問う出題に偏することなく」，「様々な能力を判定する」ということについては，次の点を考慮した。

予備試験の一般教養科目は，法律上，大学を卒業してしようと，法科大学院を修了してしようと免除されないこと，法科大学院入学の際の適性試験においては，推論，分析力，読解力，表現力が問われていること，確かに法科大学院においては一般教養に特化した科目はないが，法曹養成に特化した教育を行うことで，思考力・分析力・表現力といったものは大学卒業時点から更にかん養されている面があることである。

また，予備試験と新司法試験は，旧司法試験の第一次試験と第二次試験の関係とは異なり，一般教養科目と同時に，短答式試験では，法律基本科目7科目，論文式試験では，その7科目に加えて法律実務基礎科目が問われることになる。そういうことを考えた場合，法律の勉強を幅広く一通りやった，あるいは法律に関する素養をそれなりに身につけた後の段階の人に，例えば，自然科学の専門用語の知識を細かく問うよ

うな出題をすれば、相当難しく感じられるのではないかと考えた。

以上のような点を考慮して、大学卒業程度の一般教養のレベルを基本としながら、知識だけを問うようなことになってはいけない、思考力・分析力・表現力等も判定できなければいけない、法科大学院の教育も踏まえなければいけない、という趣旨を盛り込むこととしたものである。

次に、短答式試験の出題範囲については、人文科学・社会科学・自然科学・英語としてはどうかと考えた。

これは、いわゆる科学の三分法に従い、人文科学・社会科学・自然科学という幅広い一般教養全般と英語という趣旨である。

英語を含めたのは、大学において英語は必修科目になっており、中学校、高校でも必ず学習することから、大学卒業程度の一般教養であれば、含めるのは当然だろうと考えた。さらに、司法制度改革審議会意見書において、将来の法曹に必要な能力として、語学力が挙げられていることも考慮したところである。

また、現在の旧司法試験の第一次試験において、外国語は、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語から選択することになっているが、英語の受験者が96%を超えており、他の語学を選択している者はほとんどいない。大学入試センター試験における外国語の選択割合は、更に顕著な傾向があり、英語を選択している者が99%を超えている。また、英語は、中学、高校、大学という教育の課程を通じて必ず勉強の機会があるといっておよいだろう。さらに、英語を必須問題ではなく選択問題とすればよいのではないか、などということも考え、英語のみとしたものである。

続いて、出題形式・方法については、必須問題と選択問題を設けるものとしてはどうかと考えた。

これは、法科大学院は多様な人材を入学させることになっていること、法曹界も多様な人材を求めていることからすれば、幅広い分野から選べるようにした方が良いのではないか、また、幅広い分野から、自分の得意、不得意に応じて選択して解答できる方が受験生にとっても良いのではないか、ということから考えたものである。

続いて、必須問題は、人文科学から現代文の読解を中心とした問題、社会科学から現代社会を中心とした問題を出題するものとしてはどうかと考えた。

法律の役割は、人と人とのかかわりを前提として、これをどう調整するかということにあるだろう。そして、法律家の役割も、市民社会の中で、市民がどう生きていくかということの調整にあるだろう。とすれば、市民社会の中で市民として生きていくために必要な最低限の一般教養とは何だろうかということ突き詰めて考えていくと、まずは、社会の中でコミュニケーションをするたびに、自分の意見を発信する、あるいは情報を得るといった観点から、人文科学の分野における現代文の読解は絶対に必要なものであると考えた。そして、社会科学の分野では、市民社会の中で生きていく上で、社会の構造がどうなっているのかが分かっていることは、他のこととはレベルが異なり、非常に重要なことであって、これも、最低限、必要ではないかと考えたことから、社会科学の分野から現代社会を中心とした出題をする、ということにした。

選択問題については、必須問題の分野を除いた人文科学、同じく必須問題の分野を

除いた社会科学，それから自然科学，英語を出題するものとしてはどうかと考えた。

また，選択問題は，出題範囲の各分野ごとに複数題を出題し，その中から，分野を問わずに，一定数の問題を選択して解答するものとしてはどうかと考えた。

これは，あらかじめ受験願書等で選択する分野を選ばせる方法も検討したが，公平性を確保するという観点から，その場で問題を見て選択する方法の方が良いだろうと考えた。受験生の負担を考えた場合にも，その場で見て選択する，例えば，分野ごとに問題が並んでいて，自然科学が苦手であれば，その分野を除いて解答すればよいという風に，並べ方をランダムにせず分野ごとに並べることで，全部の問題を読まなくても済むような工夫をしたりして，その場で選択することにはどうかと考えたものである。

次に，解答形式は，全問マークシート方式としてはどうかと考えた。

これは合格発表までにかかる期間を短縮することと，論文式試験の採点期間を十分に確保することを考慮すると，マークシート方式が実務上も望ましいと考えたものである。

続いて，短答式試験の試験時間，問題数，配点比率は，試験時間は1時間30分としてはどうかと考えた。これは，他の法律科目を含めて，短答式試験全体を1日で終わらせると考えた場合，長くても1時間半程度と考えたものである。

次に，解答すべき問題数は40問程度とし，必須問題は20問程度，例えば現代文解釈10問程度，現代社会10問程度を出題し，選択問題は32問程度，例えば1分野8問程度を出題し，その中から20問程度を解答するものとしてはどうかと考えた。このようにした場合，選択分野の4分野のうち，少なくとも3分野は選ばざるを得ないこととなる。

次に，配点比率は，各問同一としてはどうか，特に変える必要はないと考えた。

続いて，論文式試験については，まず出題範囲について，思考力・分析力・表現力等を判定できる問題を出題し，専ら知識の有無を問う問題は出題しないものとしてはどうかと考えた。また，基本的には，社会科学及び人文科学の分野に素材を得た小論文の作成を求める出題とし，自然科学の問題，英語は出題しないこととしてはどうかと考えた。

次に，試験時間は1時間程度とし，出題は1題としてはどうかと考えた。

これは，他の科目とのバランスからするとその程度ではないだろうかということ，また，思考力・分析力・表現力等を判定し，知識の有無を問うものではないことから，小論文をどの分野から出題するかはともかくとして，複数の問題を出題して選択させる必要はないと思われることから，試験時間は1時間とし，出題は1題としてはどうかと考えたものである。

最後に，他の科目との関係での比重等については，一般教養科目の比重は，基本的には，他の試験科目との関係で，試験時間の配分に対応した比重を有するものとしてはどうか，短答式試験においては，相対的に高い比重であることが望ましく，論文式試験においては，相対的に比重が過度に高くないように配点を工夫する必要があるのではないか，と考えた。

次に，短答式試験及び論文式試験いずれについても，一般教養科目が一定得点に満

たない場合、他の科目の得点いかにかわらず不合格とする最低合格ライン点を設けるものとしてはどうかと考えた。予備試験においては、法科大学院修了者と同程度の一般教養を有するかどうかを試す必要があり、一般教養科目は他の法律科目とは異なる独自の重要性があると考えたものであり、一般教養科目のレベルが著しく低い場合に、法律科目でカバーできてしまう、法律科目だけでばん回できてしまうというのは望ましくないということから、最低合格ラインを設けてはどうかと考えた。

- ◎ それでは御意見・御質問をどうぞ。
- 必須と選択を作り、選択問題は32問程度を出題し、その中から20問程度を解答するということになる、結果的に自然科学は8問出ている、それを一切解答しなくてもよい設計になるのか。
  - そのとおりである。4分野あるので、3分野を取ればよいということである。
  - 一点気になったのは、英語は、短答では選択であり、論文では出題しないことになると、全く選択しなくてもよいということになるのか。
    - そのとおりである。むしろその方が高度な問題を出しやすいのではないかと語学が得意な方に選択してもらい、他の者と差をつけやすい方式にする方がよいのではないかと考えたところである。必ず解答しなければならない方式にすると、出題に当たり、ある程度レベルを落とさなければいけないといった面があるとも考えた。
    - 当然、選択問題も高いレベルで一定にする必要があると考えるが。
    - 32問から選択することになると、英語を全く選択しないと、それ以外の分野での幅広い教養が要求され、同じように自然科学を全く選択しないと、人文科学も社会科学も英語も必須となる。その点では、幅広い知識が要求されるという条件を満たすのではないかと考えている。
    - 英語を選択した場合には、他の3分野のうちの一つを完全に捨ててもよいということになると思われるが、それでよいのかどうか。
  - ◎ いろいろな分野から来てほしいという観点からすると、必ずしもすべての分野を網羅している必要はないのではないかと。現在は、大学の一般教養の仕組み自体がかなり自由化されていて、大学を卒業するのに、例えば、自然科学の単位を全く取ってなくても可能となっている。その点を考えると、大学でもそうなのに、予備試験ですべてを要求するのは、きついように思う。
  - 今後、クローン技術とか地球温暖化とか、むしろそういった分野は、法律家が進出していかないといけない分野ではないか。そう考えると、社会とのかかわりという視点から、人文、社会を強調することは分かるが、自然科学がそれより落ちるのかというと、そうではない気がするが。
    - その観点については、我々も考えた。例えば、クローン技術の問題を試験問題で出すことが適切なのか、とか。他にも、自然科学の中でも極めて先端的な問題が法律問題として挙がってくるという現象が確かにある。しかし、だからといって、そういうものを一般教養の必須問題としてどうやって問うのだろうかということについては、なかなかこれという考えが出なかった。それよりは、選択方式として、知っている人が答えられるという形の方が良いのではないかと考えた。
  - ◎ 論文式試験は少し含みを持たせている。例えば、クローン技術を社会の分野からと

らえれば小論文の問題になり得るだろう。

- そのとおりである。解説をつけた上で、そういう問題を出すことはあり得ると考えた。
- 選択にした場合、ある程度の長さの文章を読ませて、「以下の5つの間に答えなさい。」といった出題がしづらくなるのではないか。そうすると、特に英語の出題などで、長文読解といった出題が困難となり、単純に単語の意味や文法を問う出題になってしまうのではないか。短答式の出題方式は、結局、中身とかかわってこざるを得ないのではないかと思われる。
- 試験時間と解答させる問題の数との兼ね合いにもよると思う。最終的に、問の数とマークシートにマークさせる解答の数との関係をどうするかなど細かな部分まで詰めた検討には至っていないが、すべての問題について、1つの解答のみをさせる問題にする必要はないと考えている。
- 国家一種試験でも、必ずしも自然科学を選択しなくてもよい形になっていたと思うが。
- 国際性のかん養ということが法科大学院の認証評価の一つとしてあり、また、今後ますます海外との関係だけではなく、近い将来、多くの外国人が日本に来るということも想定すると、せめて英語は必要とのメッセージを出すこともあり得るように思う。また、論文式試験は思考力・分析力・表現力の判定を行うということであるが、一般教養とは別に基本的にいろいろな法律の問題を問うわけであるから、他の法律科目でも表現能力は測れるのではないか、せっかく一般教養を設けるのだから、その意味というものをもう少し出した方が良いのではないかと思う。
- 確かに、国際性のかん養ということから、英語を必須にするべきかどうかの検討をした。また、論文式試験において、先ほど説明したような思考力・分析力・表現力を判定するというのであれば、結局、法律科目も一緒ではないかという議論もあった。この点は、法律科目の場合には、法律知識がないと、いかに思考力・分析力・表現力があっても書けないという面があるので、一般教養では、素材を工夫することによって、法律的知識の有無に左右されずに、純粹に基礎的な思考力・分析力・表現力を試すということは、重要な、独自の、存在意義があると思う。

なお、外国語については、法曹界の全員が業務で外国語を使っているということではなく、今の法曹でも全く使わなくても仕事をしているのではないかということも議論の一つにあった。
- 法曹全体の国際性を高めるという場合に、一般教養的な知識をみんなが知っていることがそれにこたえることになるのか、という問題もある。

むしろ、できる人はきちんとできるというような比率を順次増やしていくというようなことでないと、恐らく法律実務に通用するような外国語能力というものはかん養されないのではないか。非常に迷ったところではあるが、最終的にこのような形になったのは、むしろそのような判断があったと思う。薄く広く知識を求めるよりは、きちんとそれを使える能力のある人を積極的に評価するという、そういう位置づけだと考えている。
- 法曹界の全員が国際化に対応できなければ、法曹の国際化が実現できないというこ

とではないと思われる。法曹界全体として国際化に対応できる状態にするという意味では、英語の選択科目化というのは理解できるところではないか。

- ◎ 私も、英語を必修ではなく選択とすることには、最初は驚いたが、考えてみると、法科大学院の入学段階でも、必ずしも英語、あるいは外国語の能力を必要としてはいいのではないか。そうした場合、英語のレベルを、必ず学んでいるべき程度と考え、それを中学程度とするのか、そこまでは言い切れないものの、例えば、中学程度の英語を、それこそ一般教養だから必須にするという選択肢もありうると思うが、それでいいのだろうか。
- 英語を必須にしないことには、やや抵抗がある。中学卒業程度の英語であったとしても、英語で考えなければいけないとすれば、結構難しい問題が作れるのではないか。必ずしも単語が高度ではなくともという気がするが。
- 一般教養科目において、大学卒業程度のものを要求する一方で、中学卒業程度のものを出しては矛盾があると思う。そういう中で、我々も相当悩んだところであるが、結局は、選択できる問題の中に英語を含めるというのが一番適當ではないかと考えた。
- 出題方針について、「法科大学院において得られる法曹として必要な教養を有するかどうか」という部分があったが、これに関してはどのような議論があったのか。また、同様の観点から、「法科大学院の教育を踏まえて」とあるが、何をどのように踏まえるのかという点についても、どのような議論があったのか。
- 大学卒業程度の一般教養よりは法科大学院の教育を受けることで自然に高まる部分があるはずで、そこを問うということについては、少なくとも理念というか、精神としては、検討メンバーの中でほぼコンセンサスがあった。では、一般教養の試験の中身に、実際にそれをどの程度反映していくのかというと、法科大学院で上積みされている部分を目に見える形としてうまく表現するのが難しいという問題があり、非常に抽象的な表現となった。

法曹としての一般教養、あるいは法科大学院修了者としての一般教養と、世の中一般でいう一般教養とは違うものがあるのかどうか。また、この切り口から、試験の中身も意識して法的なものを出題しなければいけないのかどうか、例えば、哲学についても法哲学を出さないといけないのかとか、歴史についても法制史的なものを出さないといけないのかとか、ただ、そうは言ってもそこですると、一般教養というところから離れるのではないか。また、論文式試験において、素材をある程度リーガルなものから取ることが考えられるが、ただ余り法的なものに特化したものを作るとおかしくなってしまうのではないか、といった議論をした。
- 当初は、法律知識そのものではない、法的な教養というか、法学概論をあるいは出すのかなと考えたが、結局、法律知識になってしまう。この試験の特色である一般教養を問うのだとすると、法的知識だけでは答えられない能力を引き出して評価することから外れてしまうのではないかと思う。
- 予備試験の性格からすると、法的な知識で答えられるような問題に限られると、幅広い人材の養成ということからすると、少し趣旨が変わってしまう、という考えはあった。
- 全部を必須問題とする方が、公平性が確保できるのではないかと思うが、選択とし

た場合、得点の調整は行うのか。

- 得点調整はしないという考え方である。その場で、選択する形にしているので、調整の必要はないだろうと考えた。
- ◎ 全部を必須問題とすれば、形式的には公平になるが、大学において、必ずやるべき一般教養というものが定められていない状況では、それは難しいのではないか。
- 試験という形で、ある程度の限られた時間で問うしかないと考えると、結局、このような内容が妥当ではないかと思う。

以 上